

消防用設備等の着工届に係る運用について（平成五年十月二十六日消防予第二〇八十五号・消防危第八十一号）の一部改正について
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 共通事項</p> <p>(1) 届出日等 消防法第17条の14の規定に基づく届出は、消防用設備等の新設、増設又は移設する場合にあつては消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の、変更する場合にあつては変更工事を行おうとする日の、それぞれ、10日前までに行うこと。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行わせて差し支えないこと。</p> <p>(2) 基準日</p> <p>ア 消火設備 各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。</p> <p>イ 警報設備 警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。</p> <p>ウ 避難器具 避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日とする。</p> <p>エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に</p>	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 届出日等 消防法第17条の14の規定に基づく届出は、消防用設備等の新設、増設又は移設する場合にあつては消防用設備等ごとに(2)に定める基準日の、変更する場合にあつては変更工事を行おうとする日の、それぞれ、10日前までに行うこと。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行わせて差し支えないこと。</p> <p>(2) 基準日</p> <p>ア 消火設備 各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。</p> <p>イ 警報設備 警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。</p> <p>ウ 避難器具 避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日とする。</p>

供する設備等

(7) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を
行おうとする日とする。

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を
行おうとする日とする。

(3) 添付図面

添付書類は、折り上げて日本工業規格 γ を原則とする。また、図面の縮尺は、 $\frac{1}{100}$ 分の γ を原則とするが、その目的が達成される場合にあつてはこの限りでない。

(4) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）を設置する事業所ごとに行つて差し支えないものとする。

2

添付図書

(1) 消火設備

ア 附近見取図

防火対象物又は製造所等の所在地附近の略図

ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式 α による。

ウ 消火設備の概要表

別記様式 α 、別記様式 β 又は別記様式 γ による。

エ 平面図

消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの

供する設備等

(7) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を
行おうとする日とする。

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を
行おうとする日とする。

(3) 添付図面

添付書類は、折り上げて日本工業規格 γ を原則とする。また、図面の縮尺は、 $\frac{1}{100}$ 分の γ を原則とするが、その目的が達成される場合にあつてはこの限りでない。

(4) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）を設置する事業所ごとに行つて差し支えないものとする。

2

添付書類

(1) 消火設備

ア 附近見取図

防火対象物又は製造所等の所在地附近の略図

ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

別記様式 α による。

ウ 消火設備の概要表

別記様式 α 、別記様式 β 又は別記様式 γ による。

エ 平面図

消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの

- 用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの
- オ 断面図
- 消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの
- カ 配管系統図
- 消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの
- キ 配線系統図及び展開図
- 配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの
- ク 計算書
- 次に掲げる事項を明記したもの
- なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。
- (ア) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法
- (イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- (ロ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- (ハ) 電動機等の所要容量の算出方法
- (ニ) 非常電源の容量の算出方法
- ケ 使用機器図
- 加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器(検定品を除く。)及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの
- (2) 警報設備
- ア 附近見取図
- (1) アに準ずる
- イ 防火対象物又は製造所等の概要表

- 用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの
- オ 断面図
- 消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの
- カ 配管系統図
- 消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの
- キ 配線系統図及び展開図
- 配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの
- ク 計算書
- 次に掲げる事項を明記したもの
- なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。
- (ア) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法
- (イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- (ロ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- (ハ) 電動機等の所要容量の算出方法
- (ニ) 非常電源の容量の算出方法
- ケ 使用機器図
- 加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器(検定品を除く。)及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの
- (2) 警報設備
- ア 附近見取図
- (1) アに準ずる
- イ 防火対象物又は製造所等の概要表

- 別記様式^一による。
- ウ 自動火災報知設備若しくは消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表
別記様式^六、別記様式^九又は別記様式^七による。
 - エ 平面図
警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの
 - オ 断面図
警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの
 - カ 配線図
電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの
- (3)
- ア 附近見取図
(1)アに準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの
 - イ 避難器具の概要表
別記様式^八による。
 - ウ 平面図
避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したもの
 - エ 立面図
避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの
 - オ 避難器具の設計図等
避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの
 - カ 計算書

- 別記様式^二による。
- ウ 自動火災報知設備若しくは消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表
別記様式^六、別記様式^九又は別記様式^七による。
 - エ 平面図
警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの
 - オ 断面図
警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの
 - カ 配線図
電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの
- (3)
- ア 附近見取図
(1)アに準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの
 - イ 避難器具の概要表
別記様式^八による。
 - ウ 平面図
避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したもの
 - エ 立面図
避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの
 - オ 避難器具の設計図等
避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの
 - カ 計算書

- (4) 避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの
総合操作盤
総合操作盤を設置する場合には、別記様式9を添付する。
- (5) 必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等
ア パッケージ型消火設備
ア) 付近見取図
(1) アに準ずる。
(イ) 防火対象物又は製造所等の概要表
別記様式1による。
(ウ) パッケージ型消火設備の概要表
別記様式10による。
(I) 平面図
パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記したもの
(オ) 断面図
パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの
(カ) 配線系統図及び展開図
配線の種類等及び電源系統の接続関係を明記したもの
(キ) 使用機器図
ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記したもの
イ) パッケージ型自動消火設備

- (4) 避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの
総合操作盤又は総合操作盤
総合操作盤又は総合操作盤を設置する場合には、別記様式9を添付する。

- 3
- (ア) 付近見取図
 (1) アに準ずる。
- (イ) 防火対象物又は製造所等の概要表
 別記様式1による。
- (ウ) パッケージ型自動消火設備の概要表
 別記様式11による。
- (エ) 平面図
 パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型自動消火設備の機器等の配置、放出導管、同時放射区域の状況等を明記したものの断面図
- (オ) 断面図
 パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの
- (カ) 放出導管系統図
 パッケージ型自動消火設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記したもの
- (キ) 配線系統図
 (1) カに準ずる。
- (ク) 使用機器図
 感知部、放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの
- 3 留意事項
- (1) 消防用設備等の着工届出書に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- (2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有して

- 3
- (1) 留意事項
 消防用設備等の着工届出書に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- (2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有して

いる図書がそのまま活用できる場合にあつては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることとして差し支えないこと。

(3) 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないこととして差し支えないこと。

(4) 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を消防機関において正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)及び(2)の運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。

(5) 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成5年5月10日付け消防予第89号)に掲げるガス系消火設備については、別記様式^ハに準じて概要表を作成、添付すること。

4 その他

(1) 本運用は、平成5年12月1日から施行する。

(2) 「消防用設備等着工届出書に係る運用基準について」(昭和41年9月26日付け自消丙予発第126号)及び「消防用設備等の着工届に添付する図書について」(平成3年10月1日付け消防予第202号)は、廃止する。

なお、従前の概要表については、その他欄の利用、記入欄の一部修正等の方法により、当分の間使用して差し支えないものであること。

いる図書がそのまま活用できる場合にあつては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることとして差し支えないこと。

(3) 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないこととして差し支えないこと。

(4) 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を消防機関において正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)及び(2)の運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。

(5) 「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」(平成5年5月10日付け消防予第89号)に掲げるガス系消火設備については、別記様式^ハに準じて概要表を作成、添付すること。

4 その他

(1) 本運用は、平成5年12月1日から施行する。

(2) 「消防用設備等着工届出書に係る運用基準について」(昭和41年9月26日付け自消丙予発第126号)及び「消防用設備等の着工届に添付する図書について」(平成3年10月1日付け消防予第202号)は、廃止する。

なお、従前の概要表については、その他欄の利用、記入欄の一部修正等の方法により、当分の間使用して差し支えないものであること。

別記様式 11	別記様式 10	別記様式 9	別記様式 5 8	別記様式 4	別記様式 3	別記様式 2	別記様式 1
(別紙のとおり)	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)	(略)	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)	(略)

別記様式 9	別記様式 5 8	別記様式 4	別記様式 3	別記様式 2	別記様式 1
(別紙のとおり)	(略)	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)	(略)